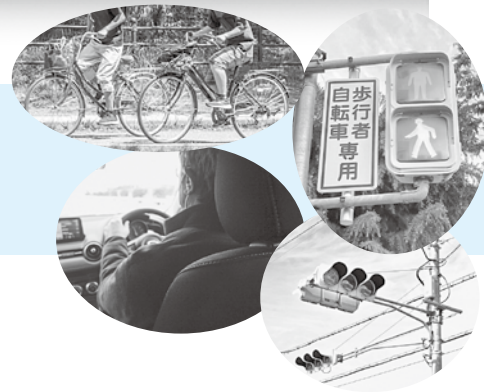


ルールを守って交通安全

これからの時期は、外出の機会が増えることや、暑さによる気のゆるみを原因とした交通事故の多発が懸念されます。交通事故の「加害者」「被害者」にならないためにも今一度、交通ルールを正しく理解し事故防止に役立てましょう！ 圃生活安心課（☎017-734-5258）



歩行者を守ろう！

横断歩道を歩行者等が横断しているときや横断しようとしているとき、車は**一時停止**をしなければいけません！



令和2年中に青森県内で発生した交通事故での死亡者のうち約3割が歩行者であり、そのうち約8割が高齢者でした。歩行者が高齢者の場合、ドライバーは特に注意しましょう！



交通安全教育指導員 山田

ドライバーの皆さんは、「歩行者は待ってくれるだろう」ではなく、思いやりをもち、横断歩道での一時停止を心掛けましょう！

反射材を活用しましょう！

夕暮れ時や夜間の交通事故防止には、反射材の着用が効果的です。バッグなどに反射材シールなどを付けていると、車のライトを反射して運転者に自分の位置を気付いてもらうことができます。上手に活用し、交通事故から身を守りましょう！



ストップ飲酒運転

少しのアルコールでも運転への影響は大きく、その後の人生にも多大な影響を与えます。悲惨な事故を起こさないためにも、飲酒運転は絶対にやめましょう！

- ★運転するなら酒を飲まない
- ★運転する人に酒を提供しない
- ★酒を飲んだ人に車を提供しない
- ★酒を飲んだ人の車に同乗しない





「青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例」が制定されました！

条例の主な内容

自転車保険等への加入努力義務化

- ◆利用者・保護者・事業者は、自転車保険等に加入するようにしましょう。
- ◆自転車小売業者は、自転車を購入しようとする県民等に保険等への加入を勧奨しましょう。

交通安全教育の充実

自転車の安全な利用等についての県民等の理解を深めてもらうため、交通安全教育を充実します。

交通ルールの遵守

- ◆交差点での一時停止と安全確認
- ◆走行中の傘や携帯電話、イヤホン等は使用禁止
- ◆車道の左側走行など



自転車の交通ルールを確認しよう！



近年自転車による交通事故が多発しています。自転車は、道路交通法上では「軽車両」とされ、「車両」の運転者として守らなければならないルールがあります。交通ルールを確認し、安全運転を心掛けましょう！

守ろう!! 自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外



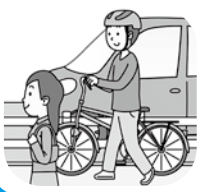
運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な場合、車道や交通の状況からみてやむを得ない場合などの例外があります。

②車道は左側を通行



「自転車」は道路交通法で「軽車両」と定められています。自動車だけでなく、自転車も道路の左側を通行しましょう。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



「徐行」とはすぐに止まることが出来る速度で通行することです。混雑などで徐行でも危険な場合は、自転車を押して通行しましょう。

④安全ルールを守る

★飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

二人乗りの例外…自転車で6歳未満の幼児を、幼児用の座席に乗せる場合。



★夜間はライトを点灯

ライトをつけるのは、「自分が見るため」だけでなく、「相手に見せるため」でもあります。



★交差点での信号遵守と

一時停止・安全確認

「止まれ」の標識がある場所では、自転車も一時停止！

⑤子どもはヘルメットを着用

子どもが自分で自転車を運転するときだけでなく、幼児同乗用自転車を利用する場合も、ヘルメットを着用しましょう。



もしもの時の自転車保険に加入しましょう！

自転車による事故で加害者となった場合、高額な賠償金を請求されることがあります！

加入については自転車安全整備店や各保険会社等へお問合せください。

高額賠償事例



小学生が、夜間自転車で坂道を下っていたところ、歩行者に正面衝突。歩行者は頭の骨を折り、意識が戻らない重症を負った。監督責任を問われた保護者に賠償命令。

損害賠償額は **9,521**万円

交通安全教育指導員 田代

